

公共用水域（河川、湖沼、海域）常時監視結果における  
環境基準項目の検出状況概要  
（平成 16～20 年度常時監視調査）

平成 16～20 年度における公共用水域（河川、湖沼、海域）における常時監視の結果、環境基準の超過がみられた項目は、鉛、砒素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの 10 項目である。

1. 河川、湖沼、海域別の超過状況

河川では、鉛、砒素、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの 10 項目の超過が見られた。

湖沼では、鉛、砒素の 2 項目の超過が見られた。

海域では、鉛の 1 項目の超過が見られた。

2. 項目別超過状況

(1) 鉛

平成 16～20 年度に、河川で延べ 26 地点、湖沼で延べ 5 地点、海域で延べ 1 地点の超過があった。

そのうち、超過原因が人為によるもの（休廃止鉱山を除く）は、河川での 1 地点（平成 16 年度）のみであった。その他は、休廃止鉱山、自然由来、原因不明であった。

(2) 砒素

平成 16～20 年度に、河川で延べ 105 地点、湖沼で延べ 10 地点の超過があった。超過原因はいずれも、事業場排水、休廃止鉱山、自然由来、原因不明であった。

(3) ジクロロメタン

平成 16～20 年度に、河川で延べ 5 地点の超過があった。

超過原因はいずれも、事業場排水若しくは原因不明であった。

(4) 1,2-ジクロロエタン

平成 16～20 年度に、河川で延べ 6 地点の超過があった。

超過原因はいずれも、事業場排水、埋立廃棄物若しくは原因不明であった。

(5) テトラクロロエチレン

平成 16～20 年度に、河川で延べ 1 地点の超過があった。

超過原因は不明であった。

(6) セレン

平成 16～20 年度に、河川で延べ 1 地点の超過があった。

超過原因は不明であった。

(7) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

平成 16～20 年度に、河川で延べ 22 地点の超過があった。

超過原因はいずれも、事業場、農業、畜産、生活排水、原因不明であった。

(8) ふっ素

平成 16～20 年度に河川で延べ 55 地点の超過があった。

そのうち、事業場由来が延べ 7 地点、その他は、自然由来若しくは原因不明であった。

(9) ほう素

平成 16～20 年度に河川で延べ 3 地点の超過があった。

超過原因はいずれも、自然由来であった。

(10) 1,4-ジオキサン

平成 16～20 年度に、河川で延べ 3 地点の超過があった。

超過原因はいずれも、事業場由来であった。

※ 1,4-ジオキサンは、平成 21 年 11 月 30 日付け環境省告示により、環境基準健康項目に追加された。